



# リスト規制

## リスト規制とは

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**
- 全地域向けが対象  **用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！**
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注)貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令  
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

# (参考)リスト規制一覧①

2018年1月

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>1 武器</b>		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	<b>3 化学兵器</b>		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防網他	(22)	るつぼ	(2)	同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置 ・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	<b>3の2 生物兵器</b>		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	<b>5 先端材料</b>	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	<b>4 ミサイル</b>		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
<b>2 原子力</b>		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジメチルシリラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニジン他

## (参考)リスト規制一覧②

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>6 材料加工</b>		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	<b>8 電子計算機</b>		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	<b>9 通信</b>		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計	<b>14 その他</b>	
(7)	ロボット等	(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
<b>7 エレクトロニクス</b>		(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5の2)	監視用方向探知器等	<b>11 航法装置</b>		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又は <b>その部分品</b>	(9)	〈削除〉	<b>12 海洋関連</b>		<b>15 機微品目</b>	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	<b>10 センサー等</b>		(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	水中閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	<b>13 推進装置</b>		(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

\*【変更】は2018年1月22日施行。

# リスト規制の注意点

## 1. 複数の項目によって規制される場合がある！

### 例1 炭素繊維

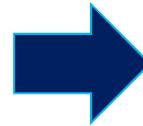


遠心分離機材料、ミサイル材料、通常兵器材料として規制！  
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)

### 例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても  
6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

### 例3 衛星放送用のICチップウエハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の  
両方の項番で規制。

## リスト規制の注意点(続き)

2. **最新の規制リスト**を参照する！(原則毎年、部分的に改正)



➡ 最新のリスト改正は**2018年1月22日**施行

3. **部分品、附属品**にも注意！



➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称がリスト記載されていない**場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの  
イ～ロ(略)

ハ **衛星航法システムからの電波を受信する装置**であって、  
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品  
(一)～(二)(略)

※経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。

# 技術(役務)取引に対する規制

大量破壊兵器及び通常兵器の開発等に転用可能な特定技術の流出を防止する観点から、特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②外国において提供することを目的とする取引、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に許可が必要。

